障害年金の国民年金証書を添えることを要しない。	の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
（略）	（略）

第四十一条第二項第一号及び第四十二条の二第二項第一号	母子年金の国民年金証書	前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
第四十二条	（略）	ならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
（略）		
第四十二条の三第一号、第四十三条第一号並びに第四十四条第一項第一号及び第二項第一号	母子年金の国民年金証書	届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
（略）		
第四十三条第三号	令第四条の三	昭和六十一年改正政令第一条の規定による改正前の令第四条の三
（略）	（略）	
第四十九条	（略）	ならない。この場合において、当該請求書に基礎年金番号を記載するときは、当該請求書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
（略）		

障害年金の国民年金証書を添えることを要しない。	年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
（略）	（略）

第四十一条第二項第一号及び第四十二条の二第二項第一号	母子年金の国民年金証書	前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
第四十二条	（略）	ならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
（略）		
第四十二条の三第一号、第四十三条第一号並びに第四十四条第一項第一号及び第二項第一号	母子年金の国民年金証書	届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
（略）		
第四十三条第三号	令第四条の二	昭和六十一年改正政令第一条の規定による改正前の令第四条の三
（略）	（略）	
第四十九条	（略）	ならない。この場合において、当該請求書に基礎年金番号を記載するときは、当該請求書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
（略）		